

栃木県知事 福田富一様
栃木県教育委員会 教育長 阿久澤真理 様

2024年9月3日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
日本共産党栃木県議団
代表 野村せつ子

「特別支援教育の充実に向けた方針」の撤回・再検討を求める申し入れ

栃木県教育委員会は、8月19日、「特別支援教育の充実に向けた方針」（以下、「方針」と記述）を決定しました。「方針」は、保護者が長年要望してきた学校施設の改善などを盛り込む一方、最大の焦点であった那須と栃木の2校の寄宿舎を2025年3月末で閉舎とし、県民が求める「充実」とは大きな乖離があります。「方針」案を公表した7月の特別支援学校保護者および県民向け意見交換会では、参加者から閉舎に反対する声が続出しましたが、その後40日足らずで正式決定し、直ちに9月補正予算要求に寄宿舎解体等関連事業費を盛り込みました。「特別支援教育の在り方検討会報告書」（2024年3月）をめぐり、保護者や寄宿舎の存続を求める会などとの協議が続いている途中のことで、このような進め方にも抗議の声が上がっています。

「方針」は寄宿舎閉舎について、「通学保障としての役割を概ね終えており、施設の老朽化が進む中、共生社会の実現に向けた将来的な展望や、喫緊の課題への特別支援学校全体の教育の充実に向けた対応を総合的に勘案し」と記述していますが、県民の理解と納得は得られていません。

2校の寄宿舎は、役割を終えたどころか、子どもと保護者をとり巻く環境や子どもの権利および障害者の権利の観点から一層重要です。通学保障について、入舎対象となる通学困難の基準が「スクールバスで60分以上」などとされてきたことに保護者らは子どもや保護者への負担が大きいと見直しを求め続けてきました。60分以内であっても通常学校の児童生徒に比べ相当長い通学時間を余儀なくされていること、障害の特性からスクールバスが利用できなかつたり、バス停まで保護者が送迎している現状もあることなど、障害児者への合理的配慮を欠いています。保護者らが最も強く訴えているのは、子どもの自立と成長を促進する寄宿舎の教育的価値です。県教育委員会は寄宿舎の位置づけを通学保障に限定していますが、文科省は通学保障の観点とともに「自立と社会参加に向けた日常生活の指導を行う観点からも施設機能を設定することも有効である」（2022年3月報告書「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」）としています。このような寄宿舎の教育的価値や社会の変化に伴う寄宿舎の多様なニーズについて十分検証せず、教育入舎を排除し、通学困難を理由とする入舎生の減少をもって「役割を終えた」などと結論付けることは容認できません。

寄宿舎の老朽化は、計画的な大規模改修・建て替えを放棄してきたからです。各学校の教室の狭あい化、施設のバリアフリー化なども長年積み残されてきた課題です。

こうした課題に取り組まなくてはならないから寄宿舎をなくすというのは、財政削減のためというほかありません。また「共生社会の実現に向けた視点」を強調していますが、インクルーシブ教育の促進は教育全体の課題であり、特に寄宿舎が地域社会と切り離された存在になっているわけではありません。「特別支援学校全体の教育の充実」への対応のために、子どもの「自立と社会参加に向けた日常生活の指導」に有効性が認められる寄宿舎をなくすことは、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な指導を行う」特別支援教育の目的とも矛盾するのではないのでしょうか。

保護者や県民の「障害のある児童生徒の成長の場を奪わないで下さい」という訴えに栃木県と教育委員会は誠実に応えるべきです。ついては、下記の通り申し入れます。

記

1. 学校教育法第78条に基づき、栃木および那須特別支援学校寄宿舎を存続させること。
2. 9月補正予算への2校の寄宿舎解体および閉舎に伴う事業費の計上はとりやめること。2校の食堂・厨房対策は、寄宿舎閉舎と切り離して再検討すること。
3. 寄宿舎指導の知見の活用として生活訓練施設を活用した宿泊学習を行うことについて、寄宿舎指導員経験者や研究者は、日常の生活の場である寄宿舎と校内の施設を活用した宿泊学習は異質だと指摘している。寄宿舎指導の実践の場が失われたもとの、指導の知見を継承・発展させることは困難である。寄宿舎の教育的価値を正しく評価し、知的障害の寄宿舎を存続した上で、寄宿舎の活用拡大と他校への知見の活かし方を再検討すること。
4. 教育環境の改善について、富屋特別支援学校の狭あい化解消のため岡本校への知的障害部門の新校舎建設が事業化されるが、他校は「分教室等の設置を検討」などとされており不十分である。全ての特別支援学校について「設置基準」に基づく教室の改善、バリアフリー化の計画や方針を示すこと。
5. 特別支援教育の抜本的充実をはかるため、障害者の権利、子どもの権利を保障する観点から、子ども本人、寄宿舎舎生、保護者の声を真摯に聞き取り、現場の教職員・指導員、学識経験者なども含め、子どもの成長と発達を中心に据えた課題を再検討する場を設けること。
6. 特別支援教育の抜本的充実にあふさわしい予算と教職員等人員確保に全力で取り組むこと。寄宿舎指導員の雇用・処遇を全面保障すること。

以上